議　　長　日程第３「議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和８年６月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正により、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始等に対応するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町民課長　議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正により、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始等に対応するため、所要の改正をするものでございます。

今回の条例改正は、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カード、マイナンバーカードのことでございますが、これが一体化された特定在留カード、特定特別永住者証明書の運用が開始されることから、コンビニ交付における印鑑登録証明書の交付申請の方法の追加を行うものが主な内容でございます。

議案を２枚おめくりいただき、参考資料１、新旧対照表にて詳細を説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案でございます。

第５条第１項第３号は、印鑑の登録に登録する氏名の説明内容を定めたものでございますが、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、非漢字圏の外国人住民の中に、漢字圏の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において、氏名に漢字が使用されない者を含む定義が取り込まれたため、改めるものでございます。

右側、現行の下段、外国人住民のうち、「非漢字圏の外国人住民」を左側改正案では、「（漢字圏）の外国人住民のうち、本国における公的な身分証明書において、（氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加えます。

これは、印鑑登録証明事務処理要領上の非漢字圏として、中国、台湾、韓国、朝鮮以外の国と定義されているため、逆説的に漢字圏をこれらの４か国と定義することができますが、このうち韓国、朝鮮の方については、本国の公的な身分証明書に漢字表記を用いられないため、印鑑登録事務処理上、非漢字圏と同様の扱いとしているところでございます。この定義が、今般改めて印鑑登録事務処理要領にも取り込まれ、改正されたため改めるものでございますが、従前からの外国人住民の印鑑登録における取扱い上の実質的な変更はございません。

13条第２項は、コンビニ交付における印鑑登録証明書の交付申請について。右側、改正案のとおり、特定在留カードもしくは特定特別永住者証明書を加えるものでございます。

日本に中長期間在留する外国人には在留カード、特別永住者には、特別永住者証明書が交付されており、これらの外国人がマイナンバーカードの交付申請をした場合は、日本人と同じようにマイナンバーカードが交付されますが、法改正により、在留カードや特別永住者証明書とマイナンバーカードが一体化できることになり、一体化したものが、特定在留カード及び特定特別永住者証明書でございます。

コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から印鑑登録証明書等の交付申請をする場合、利用者証明用電子証明書の記録されたマイナンバーカードを使用して取得することができますが、これに特定在留カードと特定特別永住者証明書を加えるものでございます。次のページをお願いします。

こちらの下線部は、電気通信事業法の一部改正により、移動端末設備、スマートフォンのことでございますが、移動端末設備の定義の号が繰り下げられることになり、号ずれに対応するため、改めるものでございます。

恐れ入ります、議案２枚目の改正文にお戻りいただきまして、一番下の附則でございます。この条例は、公布の日から施行することを定めるものでございます。

なお、一番最後のページに添付させていただいております。参考資料２につきましては、本日の議会全員協議会で説明させていただきました資料を添付さ

せていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。

議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。